

## 議案第39号

川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

## 1 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に鑑み、川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の内容

## (1) 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

満3歳以上限定小規模保育事業に係る運営に関する基準を定めるとともに、その他所要の規定の整備をしようとするものです。

## (2) 川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

満3歳以上限定小規模保育に係る特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるとともに、その他所要の規定の整備をしようとするものです。

## 3 施行期日

令和8年4月1日としようとするものです。

## 4 効果

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の適正な運営に資することができます。